

移住支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書

移住支援金の交付申請に当たり、次のとおり誓約し、及び同意します。

1 誓約事項

- (1) 移住支援事業に関する報告及び立入調査について、本市から求められた場合には、それに
応じます。
- (2) 次の場合には、和歌山市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還
します。
 - ア 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - イ 移住支援金の申請日から3年未満に本市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - ウ 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に本市以外の市区町村に転出した場合：半額
 - エ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を失った場合：全額
 - オ 県実施要領に基づく起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - カ 報告及び立入調査に応じない場合：全額
- (3) 上記(2)イからオまでの条件を充足することが困難となった場合は、速やかに市長に報
告してその指示を受けます。
- (4) 移住支援金の申請日から5年間、少なくとも年1回以上、居住状況を報告します。
- (5) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではありません。

2 同意事項

- (1) 上記1(2)の誓約事項が遵守されているか確認するため、本市が住民基本台帳に記録さ
れている事項を閲覧することに同意します。
- (2) 本市が、個人情報について、都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国へ
の実施状況の報告等のため、国、都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認することに同
意します。

年 月 日

(宛先) 和歌山市長

申請者 住所

氏名

